

種類	感染症名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARSコロナ） 鳥インフルエンザ	
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2023.5.8より加わりました</span>	発症した後5日を経過し、かつ症状改善後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状（発熱、咽頭痛、結膜の充血など）が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ・流行性嘔吐下痢症 ・マイコプラズマ感染症 ・溶連菌感染症 ・伝染性紅斑 ・手足口病 ・ウイルス性肝炎 ・ヘルパンギーナ	